

○鎌倉市民間保育所等運営改善費補助金交付基準

1 鎌倉市民間保育所等運営改善費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条の規定に基づき定める補助金の交付基準及び補助額は、次のとおりとする。

(1) 補助経費等

補助経費名	補助対象基準及び範囲	補助金の算出方法
運営改善費	職員加算	<p>保育士の加算雇用については、(2)に定める保育士配置基準にある国基準を超えて配置する保育士を対象とし、当該保育士については、施設型給付費等(注1)その他国及び県の負担・補助制度と重複しないこと。</p> <p>[保育士] 保育士の給与、社会保険料事業主負担、被服費、厚生経費の合計額とする。 限度額1人年額 3,720,000円 ただし、事業の開始が年度途中となる場合、又は左記の補助対象基準及び範囲を満たさない月がある場合等は、次に算定された額とする。 月額310,000円×補助対象月数</p> <p>事務員の雇用については、1施設1名とする。</p> <p>[事務員] 事務員の給与、社会保険料事業主負担、被服費、厚生経費の合計額から施設型給付費等(注1)上の算定額を控除した額とする。なお、施設型給付費上の算定額については、当該年度における事務職員雇上費加算の単価(注2)に10月の入所児童(注3)数(管外受託児童を含む)を乗じて得られた額を12倍した額とする。(注4) 限度額1人年額 1,000,000円 ただし、事業の開始が年度途中となる場合等は、次に算定された額とする。 月額83,333円×補助対象月数</p>
	経営改善費	各年4月1日在籍の常勤職員(職員加算) 職種別補助基本額を施設定員(注

対象職員及び一時預かり事業の雇用職員を除く。)とし、通年の雇用を原則とする。ただし、当該年度途中の採用又は退職等については、職員の基準定数及び経営状態を判断して市長が対象職員を定めるものとする。
補助対象職員数の上限

職種		園長	保育士 (有資格) (注5)	調理員
定員 (注6)	60人以下	1	10	2
	61人以上 90人以下	1	11	2
	91人以上	1	12	2
分園加算		0	4	1

6) で除した児童1人当たりの補助単価に、定員から各月初日在籍の他市(藤沢市・茅ヶ崎市を除く。)の児童(注6)数を差し引いた児童数と職種別対象職員数を乗じて算出する。(補助単価については、10円未満は、四捨五入とする。)
職種別補助基本額
園長 月額50,800円
保育士(有資格) 月額45,400円
調理員 月額39,400円

処遇改善費

各月初日の在籍児童(注6)を対象とする。(他市受託児童については、藤沢市と茅ヶ崎市の児童のみを対象とする。)

各月初日の在籍児童(注6)数に補助単価を乗じて算出する。
補助単価
児童1人 月額 1,850円

健康管理費

耳鼻科・眼科検診を実施したときの経費

[家庭的保育事業等]
1科目の限度額
基本分 51,300円
[上記以外]
1科目の限度額
基本分 69,300円
加算分 (注7)

独立行政法人
日本スポーツ
振興センター
災害共済負担
金

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令に定められた児童(注3)の数

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令により積算された掛け金の総額

注1：子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条に規定する施設型給付費及び同法第28条に規定する特例施設型給付費並びに同法附則第6条に規定する委託費をいう。

注2：基本額及び処遇改善等加算の合算をいう。年度途中での単価改定、加算率の変更等があった場合、変更等を適用した単価とする。

注3：子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項各号の児童をいう。

注4：10月に入所児童がない又は他の月と比較して極端に異なる場合は、近傍の適切な月の入所児童数を用いるものとする。また、年度途中開所等により、事務職員雇上費加算の支弁対象月数が12か月に満たない場合は、支弁をされた月数を乗ずるものとする。

注5：幼保連携型認定こども園においては、「保育士（有資格）」を「保育教諭（有資格）」と読み替えるものとする。

注6：子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号及び第3号の定員又は児童をいう。

注7：検診を受けた児童（注3のとおり）数が170人を超えた場合には、170人を超えた児童数に400円を乗じて得た金額を、基本分に加算するものとする。

(2) 保育士配置基準

各月初日の入所児童数（管外受託児童を含む実際の入所児童数）に基づき、下記の国基準により算出するものとする。入所児童の年齢については、4月1日の年齢とする。また、必要保育士数に施設長は含まない。

国基準

特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（府政共生第350号26文科初第1464号雇児発0331第9号 平成27年3月31日）の基準による。

2 要綱第4条第1項の交付申請期日及び同条第3項の交付方法等については、次のとおりとする。

経費名	交付申請期日	交付方法等
職員加算費 保育士基本分 事務員	原則として4月20日まで	前期と後期の2回に分けて交付 (原則として6月及び10月) 概算払
経営改善費 処遇改善費	6月、9月、12月、3月の各月7日まで	四半期の4回に分けて実績払
健康管理費	検診実施後	検診実施後実績払
独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済負担金	6月7日まで	実績払

付 則

この交付基準は、平成6年4月1日から施行する。

付 則

この交付基準は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この交付基準は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この交付基準は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この交付基準は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この交付基準は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この交付基準は、決裁の日（平成12年5月22日）から施行し、平成12年4月1日から適用する。

付 則

この交付基準は、決裁の日（平成13年4月20日）から施行し、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この交付基準は、平成13年9月25日から施行する。

付 則

この交付基準は、決裁の日（平成14年3月11日）から施行する。

付 則

この交付基準は、決裁の日（平成17年10月5日）から施行する。

付 則

この交付基準は、決裁の日（平成19年6月12日）から施行し、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この交付基準は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この交付基準は、決裁の日（平成21年7月24日）から施行し、平成21年7月1日から適用する。

付 則

この交付基準は、平成22年4月1日から適用する。

付 則

この交付基準は、平成23年4月1日から適用する。

付 則

この交付基準は、決裁の日（平成24年5月21日）から施行し、平成24年4月1日から適用する。

なお、交付申請期日が施行日前となっている補助経費については、平成24年度分に限り交付申請期日を平成24年5月31日とする。

付 則

この交付基準は、決裁の日（平成25年5月24日）から施行し、平成25年4月1日から適用する。

なお、交付申請期日が施行日前となっている補助経費については、平成25年度分に限り交付申請期日を平成25年5月31日とする。

付 則

この交付基準は、決裁の日（平成26年8月22日）から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に要綱第4条第1項の規定による申請に係る補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

付 則

（施行期日）

- 1 この交付基準は、決裁の日（平成27年5月29日）から施行する。
（交付申請期日等の特例）
- 2 平成27年度に限り、第2項の表中激変緩和分の項中「4月末日」とあるのは「6月末日」、「（原則として6月及び10月）」とあるのは「（原則として8月及び10月）」とする。

付 則

（施行期日等）

- 1 この交付基準は、決裁の日（平成28年3月28日）から施行する。
- 2 施行日前に行われた要綱第4条第1項の規定による申請に係る補助金については、なお従前の例による。

付 則

この交付基準は、決裁の日（平成28年6月16日）から施行し、平成28年4月1日から適用する。

付 則

（施行期日等）

- 1 この交付基準は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 施行日前に行われた要綱第4条第1項の規定による申請に係る補助金については、なお従前の例による。